

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 ① 731,344（円） ② 265,637（円） ③ 20（年）

- I 「Aさんが65歳に達すると、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は（① 731,344）円となります」
- II 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額は（② 265,637）円となります。なお、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は（③ 20）年以上ありませんので、老齢厚生年金の額に配偶者に係る加給年金額の加算はありません」

<解説>

- ① 老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると、65歳から満額の老齢基礎年金が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間や学生納付特例期間の保険料を追納しなかった場合には、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの厚生年金保険被保険者期間（173月）と国民年金保険料納付済期間（277月）との合計月は450月になる。

$$780,100円 \times \frac{173月 + 277月}{480月} = 731,343.75 \div 731,344円$$

- ② 老齢厚生年金額を計算するときには、2003年3月31日までと2003年4月1日以後との2回に分けて行う必要があるが、Aさんの場合、厚生年金保険の被保険者になったのは2003年4月以降である。

$$280,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 173月 = 265,499.64 \quad (1)$$

経過的加算額

$$1,626円 \times 173月 - 780,100円 \times \frac{173}{480} = 136.958 \cdots \quad (2)$$

$$(1) + (2) = 265,636.598 \cdots 円 \div 265,637円$$

- ③ 加給年金額は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人が65歳到達時点で、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳到達年度の末日までの間の子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子がいるときに加算される。

問2 正解

	①	②	③	④
記号	ニ	ヘ	ヌ	ト

- I 「国民年金の第1号被保険者であるAさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を180月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として（① 36,000）円が上乗せされます」
- II 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金への加入は口数制となっており、1口目は保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の2種類のなかからの選択となります。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まり、掛金の拠出限度額は月額（② 68,000）円となります。なお、（③ 確定拠出年金の個人型年金）に加入している場合は、その掛金と合わせて月額（② 68,000）円が上限となります。また、国民年金基金に加入した場合は国民年金の付加保険料を納付することはできません」
- III 「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等をした場合に必要となる生活資金などを準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（④ 70,000）円の範囲内（500円単位）で選択できます」

<解説>

- ① 国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、国民年金保険料に付加保険料400円を上乗せして納めることができる。付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」となる。
 $200円 \times 180月 = 36,000円$
- ② 国民年金基金の掛金の拠出限度額は、月額68,000円である。
- ③ 確定拠出年金の個人型年金にも加入している場合には、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となる。
- ④ 小規模企業共済制度は小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業をやめたり退職した場合に、資金をあらかじめ準備しておく共済制度である。毎月の掛金の上限は70,000円となっている。

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 老齢基礎年金は65歳から受けることができるが、希望に応じて60歳から65歳になるまでの間に繰上げることができる。繰上げ支給の請求をした月数に応じて0.5%の年金が減額され、その減額率は一生変わらない。

$$0.5\% \times (65\text{歳} - 62\text{歳}) = 18\%$$

- ② 国民年金の付加保険料や国民年金基金の掛金についても、前納による割引制度が設けられている。
- ③ 小規模企業共済制度の掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除を受けることができるが、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入するわけではない。

【第2問】

問4 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① BBB（トリプルB）格相当以上の格付が付されている債券を投資適格債、BB（ダブルB）格相当以下の格付けが付されている債券を投資不適格債という。
- ② 市場金利が低下する局面では、債券価格は上昇する。市場金利と債券価格は逆に動く。
- ③ 米ドル建定期預金の利率は1.8%であるが、預入期間が3カ月であるため按分計算を行う。

$$\text{利息} : 50,000 \text{米ドル} \times 1.8\% \times \frac{3 \text{カ月}}{12 \text{カ月}} = 225 \text{米ドル}$$

問5 正解 ① 1.05 (%) ② 5.45 (%)

<解説>

- ① 最終利回りは、既に発行されている債券を購入して償還期限まで保有した場合の利回りをいう。償還時には100円で償還される。

$$\frac{2 \text{ 円} + \frac{100 - 104.5 \text{ 円}}{5 \text{ 年}}}{104.5 \text{ 円}} \times 100 = 1.0526 \cdots \approx 1.05\%$$

- ② 円ベースの元本 $50,000 \text{ 米ドル} \times 110.00 \text{ 円} = 5,500,000 \text{ 円}$
 満期時の元利合計 $50,000 \text{ 米ドル} \times (1 + 0.018 \times 0.25 \text{ 年}) = 50,225 \text{ 米ドル}$
 円ベース $50,225 \text{ 米ドル} \times 111.00 \text{ 円} = 5,574,975 \text{ 円}$

$$\text{円ベースの利回り} = \frac{5,574,975 \text{ 円} - 5,500,000 \text{ 円}}{5,500,000 \text{ 円}} \times 100 \div 0.25 \text{ 年} = 5.452 \cdots \approx 5.45\%$$

満期時の元利合計を算出した際、0.25を掛けることで、3か月分に対する利息の計算を行う。利回りは1年あたりで表示するため、0.25年で割って求める。

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	○

<解説>

- ① 社債の利子は支払いを受ける際、利子所得の金額に所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%の税率を乗じて算出した所得税・復興特別所得税が源泉徴収され、申告分離課税の対象となる。
- ② X社債の譲渡益は、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となり、上場株式の譲渡損失の金額と損益通算することができる。
- ③ 「為替予約のない米ドル建定期預金の満期による為替差益は、雑所得として総合課税の対象となるが、為替予約のある米ドル建定期預金の満期による為替差益は、雑所得として所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収される。

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
記号	ハ	イ	チ

住宅ローンを利用して自己の居住用住宅を取得等（特別特定取得に該当）し、2019年10月から2020年12月までの間に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後（① 13）年間、本控除の適用を受けることができます。（② 11）年目以降の住宅借入金等特別控除の額は、原則として『住宅ローンの年末残高×所定の割合（控除率）』と『（住宅取得等対価の額－消費税額）×2%÷3』のいずれか少ないほうになります。

住宅ローンの年末残高には限度額が設けられていますが、住宅の取得等が特別特定取得に該当し、当該住宅が認定長期優良住宅に該当する場合の年末残高の限度額は（③ 5,000）万円です。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『取得した住宅の床面積は50㎡以上であること』『住宅ローンの返済期間が10年以上であること』などが挙げられます」

<解説>

- ① 住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後13年間、本控除の適用を受けることができる。
- ② 1～10年目までは、住宅ローンの年末残高×1%（上限40万円）、11～13年目までは、次のいずれか少ない額が控除限度額となる。
 - ・住宅ローンの年末残高（上限4,000万円）×1%
 - ・（住宅取得等対価の額－消費税額（上限4,000万円））×2%÷3
- ③ 認定長期優良住宅に該当する場合の年末残高の限度額は、5,000万円となる。

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① 適切。住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税の税率が10%のとき、認定長期優良住宅および省エネ等住宅に該当する場合は、3,000万円まで贈与税は課されない。

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
2019年4月1日～2020年3月31日	3,000万円	2,500万円
2020年4月1日～2021年3月31日	1,500万円	1,000万円
2021年4月1日～2021年12月31日	1,200万円	700万円

- ② 適切。記述のとおり。
- ③ 不適切。転勤等のやむを得ない事由によりAさんが単身赴任で転居した場合、妻Bさんが引き続きマンションに居住している場合には、その後もAさんが引き続き居住しているものとして取り扱われ、この特別控除等の適用を受けることができる。

問9 正解 ① 7,080,000 (円) ② 380,000 (円) ③ 1,010,000 (円)
④ 298,000 (円)

(a) 総所得金額	(① 7,080,000) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
配偶者控除	(② 380,000) 円
扶養控除	(③ 1,010,000) 円
基礎控除	380,000円
(b) 所得控除の額の合計額	3,150,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d) 算出税額 (c) に対する所得税額	□□□円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)	(④ 298,000) 円
(f) 差引所得税額	□□□円
(g) 復興特別所得税額	□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税額	□□□円

<解説>

- ① 給与収入 9,200,000円
 給与所得控除額 $9,200,000円 \times 10\% + 1,200,000円 = 2,120,000円$
 給与所得の金額 $9,200,000円 - 2,120,000円 = 7,080,000円$
- ② Aさんの合計所得金額は708万円であり、妻Bさんの合計所得金額が38万円以下であるため、控除対象配偶者となる。配偶者控除の額は、居住者の合計所得金額900万円以下の欄を見ると、一般の控除対象配偶者は38万円であることがわかる。
- ③ 控除対象になる扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。長女Cさんは19歳であり、特定扶養親族に該当する。次女Dさんは、17歳であり控除対象扶養親族に該当する。 $63万円 + 38万円 = 101万円$
- ④ 住宅借入金等特別控除は、年末における借入金残高の1%で算出する。
 2019年12月末の借入金残高：2,980万円
 $2,980万円 \times 1\% = 298,000円$

【第4問】

問10 正解 ① 500 (㎡) ② 1,875 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

甲土地（第一種住居地域）の指定建蔽率は60%だが、角地であるため10%、さらに準防火地域に耐火建築物を建築するため、10%緩和される。

$$625\text{㎡} \times (60\% + 10\% + 10\%) = 500\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

甲土地（第一種住居地域）の道路は8mの市道と6mの市道の2本があるが、容積率を算出する際の道路は広い方を用いる。市道は12m未満であるため、前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $8\text{m} \times 4/10 = 320\%$

∴300%

$$625\text{㎡} \times 300\% = 1,875\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

① 貸家建付地の評価は、「自用地としての価額－自用地としての価額×借地権割合×借家権割合×賃貸割合」で求める。

$$1\text{億円} - (1\text{億円} \times 0.6 \times 0.3 \times 1) = 8,200\text{万円}$$

甲土地に賃貸マンションを建設した場合の相続税評価額は8,200万円である。

② 借地借家法には、借賃増減請求権があり、建物の借賃が様々な経済事情の変動や近傍（きんぼう）同種の建物の借賃に比較して不相当となったときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かって建物の借賃の額の増減を請求することができる。

③ 遺産から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものに限られる。金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建設した場合、当該借入金には債務控除の対象となる。

問12 正解

	①	②	③
記号	ホ	ト	ニ

「2018年1月1日以後の相続、遺贈または贈与により取得する宅地で、所定の要件を満たすものは、本規定の定めを適用して評価します。本規定の新設に伴い、従前の広大地の評価は廃止されました。

地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏では（① 500）㎡以上、三大都市圏以外の地域では1,000㎡以上の地積の宅地をいい、本規定の対象となる宅地は、路線価地域においては、普通商業・併用住宅地区および（② 普通住宅地区）に所在するものになります。

なお、市街化調整区域に所在する宅地、工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地、指定容積率が（③ 400）%（東京都の特別区は300%）以上の地域に所在する宅地等は、地積規模の大きな宅地から除かれています」

<解説>

- ① 地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏においては500平方メートル以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては1,000平方メートル以上の地積の宅地をいう。
- ② 地積規模の大きな宅地の規定の対象になるのは、路線価地域に所在するものについて、地積規模の大きな宅地のうち普通商業・併用住宅地区および普通住宅地区に所在するものである。
- ③ 指定容積率が400%（東京都の特別区においては300%）以上の地域に所在する宅地は、地積規模の大きな宅地から除かれる。

【第5問】

問13 正解 ① 4,800(万円) ② 3,720(万円) ③ 16,935(万円)

(a) 課税価格の合計額		5億9,000万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800) 万円
課税遺産総額 (a - b)		5億4,200万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	9,495万円
	長女Cさん	(② 3,720) 万円
	長男Dさん	3,720万円
相続税の総額		(③ 16,935) 万円

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額：3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円

妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんの3人。

課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。

相続税の総額は課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

$$5億9,000万円 - 4,800万円 = 5億4,200万円$$

$$\text{妻Bさん} : 5億4,200万円 \times \frac{1}{2} = 2億7,100万円$$

$$2億7,100万円 \times 45\% - 2,700万円 = 9,495万円$$

- ② 長女Cさん：5億4,200万円 $\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1億3,550万円$

$$1億3,550万円 \times 40\% - 1,700万円 = 3,720万円$$

$$\text{長男Dさん} : 5億4,200万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1億3,550万円$$

$$1億3,550万円 \times 40\% - 1,700万円 = 3,720万円$$

- ③ 相続税の総額

$$9,495万円 + 3,720万円 + 3,720万円 = 16,935万円$$

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	○

<解説>

- ① ○ 適切。個人事業を廃止して法人を設立すると、事業所得から役員報酬となり給与所得における給与所得控除を適用することができる。また、家族従業員に対して役員報酬を支払うことで所得の分散を図れ、さらにその役員給与や退職金を損金に算入することが可能になる。
- ② × 不適切。『土地の無償返還に関する届出書』の提出先は法務局ではない。借地人と連名で遅滞なくその法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要がある。Aさんが建物を法人に売却するということは、建物は法人名義となるため、Aさんの土地には借地権が設定されたことになる。権利金を収受する慣行があるにもかかわらず権利金を収受しないときは、権利金を受け取ったものとして認定課税が行われるが、この届出書を提出することで、権利金の認定課税を回避することができる。
- ③ ○ 適切。譲渡所得は、土地や建物を売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算する。取得費が小さければ、譲渡所得の金額が大きくなり、Aさんに多額の所得税が課される可能性がある。

問15 正解

	①	②	③	④
記号	ヌ	ル	ハ	ニ

- I 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、当該敷地の全部について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、減額される金額は（① 5,600）万円となります。なお、自宅の敷地について優先して本特例の適用を受けた場合、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積は所定の算式により調整しなければなりません」
- II 「遺言により賃貸マンション等の相続財産の大半を長女Cさんに相続させた場合、長男Dさんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分算定の基礎となる財産の価額が6億円である場合、長男Dさんの遺留分の金額は（② 7,500）万円となります」
- III 「相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して配偶者に対する相続税額の軽減や小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができないというデメリットが生じます。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後（③ 3）年以内の分割見込書』を税務署に提出し、申告期限後（③ 3）年以内に遺産分割協議が成立すれば、それらの特例の適用を受けるため、分割後（④ 4）カ月以内に更正の請求を行うことができます」

<解説>

- ① 自宅敷地は240㎡で、相続税評価額は7,000万円である。妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合は80%が減額される。
 $7,000\text{万円} \times 80\% = 5,600\text{万円}$
- ② 長男Dさん法定相続分は、 $1/4$ 、遺留分は $1/4 \times 1/2 = 1/8$ となる。
遺留分算定の基礎となる財産の価額が6億円である場合、
 $6\text{億円} \times 1/8 = 7,500\text{万円}$
- ③ 『申告期限後3年以内の分割見込書』は、相続税の申告書の提出期限までに相続などにより取得した財産の全部または一部が分割されていない場合、その分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、配偶者の相続税の軽減や小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために、その旨を届け出る手続きをいう。
- ④ 遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4カ月以内に更正の請求を行うことで、納め過ぎた税金の還付を受けることができる。